

事務事業名	6984 市民相談事業													
担当組織	市民生活部 暮らし安心課										担当	相談担当		
組織コード	R7	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R7	01	02	01	10	01	01	記入日	令和 8年 2月19日
	R6	13	06	00		R6	01	02	01	10	01	01		

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補			
基本目標・考え方	04	安全な暮らしを守るまち								再掲施策				● 対象
施策	18	市民相談機能と消費生活の充実												○ 対象外
事業期間	昭和42年度～令和12年度													
根拠法令 通達等	市民相談運営要綱						関連計画 施政方針							
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの													
強靱化計画	<input type="checkbox"/> リスクシナリオ番号：													
総合戦略	<input type="checkbox"/> 施策番号：													
対象	市民で諸問題を抱える者													
事業目的	市民が日常生活において抱えている様々な諸問題の解決に一助となるよう、各種相談事業を実施し、適切な助言や他の専門相談機関等への案内を行い、市民の不安の解消に向けた支援を行う。													
事業内容	よろず相談、国税相談、厚生年金・労務相談、土地家屋調査士相談、行政相談、人権相談、法律相談、司法書士相談、行政書士相談、住まいの何でも相談、公正証書・遺言相談、犯罪被害者支援総合相談、犯罪被害者支援特設相談、不動産相談を実施する。													
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input checked="" type="checkbox"/> 市民・NPO) <input checked="" type="checkbox"/> 協働・協力 ()													
行財政改革 の取り組み														

2. 事業費 <DO>

		令和6年度 執行額(千円)	令和7年度 予算額(千円)	令和8年度 計画額(千円)	令和9年度 計画額(千円)	令和10年度 計画額(千円)	
事業の 予算・実績	主な事業内容	よろず相談ほか14相談	よろず相談ほか14相談	よろず相談ほか13相談	よろず相談ほか13相談	よろず相談ほか13相談	
	事業費	13,142	15,029	14,668	14,668	14,668	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	90	135	168	168	168
		起債	0	0	0	0	0
		その他	28	30	0	0	0
		一般財源	13,024	14,864	14,500	14,500	14,500
	人件費	8,126.25	7,497	7,497	7,497	7,497	
	投入 人員	常勤職員	1.25人	1.05人	1.05人	1.05人	1.05人
		非常勤職員	0.25人	1.05人	1.05人	1.05人	1.05人
事業費+人件費		21,268	22,526	22,165	22,165	22,165	

3. 目標達成状況 <CHECK>

指標名		説明・算定式	単位	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	R6目標 R6実績	R7目標 R7実績	
目標達成状況	事務事業活動①	情報発信	SNS、広報、ホームページ、チラシ等による情報発信件数	件/年	26	28	28	28	28
	事務事業成果①	各種相談受付件数	よろず相談＋各種専門相談受付件数	人	26	28	28	28	—
					1,000	1,010	1,010	1,010	1,010
					1,001	959	1,178	1,123	—
目標達成状況の分析	<p>A：全ての目標を達成した。</p> <p><判断理由> 情報発信件数と相談受付件数のいずれもが目標を達成できた。なお、各種相談の受付状況に関しては、週2日と月1回（日曜日）の法律相談のほか、司法書士相談をはじめとする多くのメニューを用意しており、多様化する市民のニーズに応えることができています。なお、メニューにない相談があった場合には、他機関が実施している窓口につなげることができています。</p>								

4. 評価結果 <CHECK>

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	4年度	5年度	6年度	
A	A	A	A	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
				<判断理由> 身近な悩み相談から専門相談まで、さまざまな相談に応じることができており、市民の抱える不安の解消に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	4年度	5年度	6年度	
A	A	A	A	A：経費の精査が十分になされている。
				<判断理由> 各種専門相談の経費は低廉にて依頼できていることから、十分精査がなされている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	4年度	5年度	6年度	
A	A	A	A	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
				<判断理由> 相談内容によって各分野の専門相談員を充て、相談室には個室を用意して対応している手法は適正な対応である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	4年度	5年度	6年度	
A	A	A	A	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
				<判断理由> 市民が抱える不安の解消のため、気軽に相談できるように相談費用は無料である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 <ACTION>

令和6年度に実施した取組内容・効果	より多くの市民が身近な相談窓口として利用してもらえるよう、市広報紙やホームページで周知を行った。また、日常生活の中で生じた不安や疑問を相談できる窓口として、より多くの相談メニューを揃えることができ、市民が抱える不安の解消に貢献できた。
令和7年度に実施する取組内容	今後も市民の相談内容における傾向を把握し、必要に応じて見直しを行いながら相談事業を継続していく。相談窓口の周知に努めていく。当課で実施している専門相談のメニューにはない相談が寄せられた場合には、必要に応じて関係各課と連絡調整や連携を図りながら、適切な窓口につなげていく。

6. 令和8年度の方向性・取組方針 <ACTION>

事業の方向性・取組方針	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和8年度で終了 <input type="radio"/> 令和7年度で終了 <input type="radio"/> 令和6年度で終了
	<方向性の判断理由・取組方針> 1つの課では解決できない問題が増加傾向にあることから、関係各課との情報共有と連携のさらなる強化を図っていく。

事務事業名	53584 配偶者暴力相談支援事業													
担当組織	市民生活部 暮らし安心課										担当	相談担当		
組織コード	R7	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R7	01	02	01	10	01	02	記入日	令和 7年 6月10日
	R6	13	06	00		R6	01	02	01	10	01	02		

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補			
基本目標・考え方	04	安全な暮らしを守るまち								再掲施策				○ 対象
施策	18	市民相談機能と消費生活の充実												● 対象外
事業期間	令和4年度～令和12年度													
根拠法令 通達等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律						関連計画 施政方針							
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの													
強靱化計画	<input type="checkbox"/> リスクシナリオ番号：													
総合戦略	<input type="checkbox"/> 施策番号：													
対象														
事業目的	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、DV被害者等の身近な相談窓口として、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図る。													
事業内容	相談または相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、被害者の自立生活促進のための情報提供、そのほかの援助、保護命令制度の利用についての情報提供、その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、その他の援助等、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。													
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()													
行財政改革 の取り組み														

2. 事業費 <DO>

		令和6年度 執行額(千円)	令和7年度 予算額(千円)	令和8年度 計画額(千円)	令和9年度 計画額(千円)	令和10年度 計画額(千円)	
事業の 予算・実績	主な事業内容	配偶者暴力相談支援事業	配偶者暴力相談支援事業	配偶者暴力相談支援事業	配偶者暴力相談支援事業	配偶者暴力相談支援事業	
	事業費	154	235	235	235	235	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	154	235	235	235	235
	人件費	6,501	4,641	4,641	4,641	4,641	
	投入 人員	常勤職員	1人	0.65人	0.65人	0.65人	0.65人
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
事業費+人件費		6,655	4,876	4,876	4,876	4,876	

3. 目標達成状況 <CHECK>

指標名		説明・算定式	単位	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	R6目標 R6実績	R7目標 R7実績
目標達成状況	事務事業活動①	チラシ、カード等による情報発信	チラシ、ポケット型カードによる情報発信件数	件/年	-	25	25	25
	事務事業成果①	相談件数	年間延べ相談件数	件	-	96	96	96
						65	62	52
目標達成状況の分析	<p>B：いずれかの目標を達成した。</p> <p><判断理由> 配偶者暴力に悩む市民等が相談できる窓口である配偶者暴力相談支援センターを広く周知するため、市広報紙やホームページに掲載したほか、カード型チラシを庁内トイレや公共施設等に配架した。ただし、相談件数については目標値を達成できなかったが、受け付けたDV被害者からの相談は、被害の状況を把握した上で、適切な助言・支援を行い、必要に応じて他関係機関につなげるなど、DV被害の防止を図ることができた。</p>							

4. 評価結果 <CHECK>

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	4年度	5年度	6年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	4年度	5年度	6年度	A：経費の精査が十分になされている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	4年度	5年度	6年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	4年度	5年度	6年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
				<判断理由> DV被害に関する相談は無料である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 <ACTION>

令和6年度に実施した取組内容・効果	配偶者暴力支援センターについての周知に努め、DV被害者からの相談があった場合には、問題解決に向けた適切な助言・支援を行なった。また、庁内各課との連携強化を図り、それぞれの役割分担の確認やマニュアルの見直しを行なった。
令和7年度に実施する取組内容	DV被害者への相談スキルを向上させるため、研修や窓口業務を通じて人材育成を図るとともに、庁内の関係各課との情報共有と連携強化を図っていく。また、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」の施行に伴う国や県の動向に注視しながら、現在の庁内連携の仕組みを活用して対応していく。

6. 令和8年度の方向性・取組方針 <ACTION>

事業の方向性・取組方針	<input checked="" type="radio"/> 1現状で継続 <input type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 令和8年度で終了 <input type="radio"/> 令和7年度で終了 <input type="radio"/> 令和6年度で終了
	<方向性の判断理由・取組方針> DV被害者を取り巻く環境や様態は多種多様であり、最終的な対応（避難）に至る前に状況を改善できる場合もあることから、各種市民相談や庁内各課の取組を活用しながら、今後も被害者支援の充実を図り適切な支援を実施していく。

事務事業名	6989 消費生活相談事業													
担当組織	市民生活部 暮らし安心課										担当	消費生活センター担当		
組織コード	R7	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R7	01	07	01	03	01	01	記入日	令和 7年 6月10日
	R6	13	06	00		R6	01	07	01	03	01	01		

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補			
基本目標・考え方	04	安全な暮らしを守るまち								再掲施策				○ 対象
施策	18	市民相談機能と消費生活の充実												● 対象外
事業期間	平成17年度～令和12年度													
根拠法令 通達等	消費者基本法 消費者安全法						関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの													
強靱化計画	□ リスクシナリオ番号：													
総合戦略	□ 施策番号：													
対象	市民・消費者団体													
事業目的	消費者の消費生活における利益保護を図る。													
事業内容	週5回、消費生活相談員による消費生活に関する被害者への救済相談を行う。消費生活に関する諸問題について調査研究活動を行う。具体的な内容は、消費生活センターによる消費生活に関する相談、消費生活センターの普及啓発、家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法・食品表示法・電気用品安全法等による立入検査など。													
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) ■ 協働・協力 ()													
行財政改革 の取り組み														

2. 事業費 <DO>

		令和6年度 執行額(千円)	令和7年度 予算額(千円)	令和8年度 計画額(千円)	令和9年度 計画額(千円)	令和10年度 計画額(千円)	
事業の 予算・実績	主な事業内容	消費生活相談 事業	消費生活相談 事業	消費生活相談 事業	消費生活相談 事業	消費生活相談 事業	
	事業費	9,257	10,976	10,976	10,976	10,976	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	38	43	43	43	43
	一般財源	9,219	10,933	10,933	10,933	10,933	
	人件費	3,250.5	1,785	1,785	1,785	1,785	
	投入 人員	常勤職員	0.5人	0.25人	0.25人	0.25人	0.25人
		非常勤職員	1.2人	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人
事業費+人件費		12,508	12,761	12,761	12,761	12,761	

3. 目標達成状況 <CHECK>

指標名		説明・算定式	単位	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	R6目標 R6実績	R7目標 R7実績
目標達成状況	事務事業活動①	相談日数	開庁日	242	242	242	242	242
	事務事業成果①	受付件数	消費生活相談件数（多重債務・家計相談を含む）	242	243	243	242	—
				750	750	750	750	750
				653	748	721	689	—
目標達成状況の分析	<p>B：いずれかの目標を達成した。</p> <p><判断理由> 相談日数については、開庁日に消費生活相談員による相談窓口を開設することができ、予定どおりに実施し、目標値を達成することができた。相談受付件数は、目標値を下回ったものの、寄せられた相談については適切に対応することができていた。なお、近年はインターネットを活用して自分自身で問題解決方法を探すことも多くなっており、受付件数の減少に影響している可能性がある。</p>							

4. 評価結果 <CHECK>

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	4年度	5年度	6年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	4年度	5年度	6年度	A：経費の精査が十分になされている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	4年度	5年度	6年度	B：事業手法は適正な内容である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	4年度	5年度	6年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	<判断理由> 消費生活相談員が市民からの相談に対して、問題解決のための適切な助言をし、必要に応じて斡旋することによって市民の消費生活に関する不安の解消につながっている。
	A	A	A	<判断理由> 消費生活相談員の人件費は、他自治体と比べて遜色なく、安定した人材確保ができているため、経費の水準の精査は十分なされている。
	B	B	B	<判断理由> 消費者安全法に基づいて消費生活センターを設置し、専門知識を有する消費生活相談員が対応する手法は適正である。
	A	A	A	<判断理由> 相談は無料である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 <ACTION>

令和6年度に実施した取組内容・効果	専門相談員による消費生活相談を適切かつ円滑に実施した。また、消費生活相談窓口の機能強化及び相談能力の向上を図るため、消費生活相談員を研修機関に派遣するなど人材の育成に努めた。
令和7年度に実施する取組内容	今後も消費生活センターの安定した運営を行い、消費生活相談員のスキルアップを図るために研修への積極的な参加を促進し、機能強化を図っていく。

6. 令和8年度の方向性・取組方針 <ACTION>

事業の方向性・取組方針	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和8年度で終了 <input type="radio"/> 令和7年度で終了 <input type="radio"/> 令和6年度で終了
	<p><方向性の判断理由・取組方針> 消費生活相談員のスキルアップを図り、消費生活センターの安定した運営体制を維持していく。また、増えつつある要配慮消費者に対しては、消費者安全確保地域協議会の運営主体として、関連部署との連携強化と情報共有を図りながら、適切に対応していく。</p>

事務事業名	21127 消費者啓発事業														
担当組織	市民生活部								くらし安心課			担当	消費生活センター担当		
組織コード	R7	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R7	01	07	01	03	02	01	記入日	令和 7年 6月10日	
	R6	13	06	00		R6	01	07	01	03	02	01			

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標・考え方	04	安全な暮らしを守るまち								再掲施策	○ 対象 ● 対象外		
施策	18	市民相談機能と消費生活の充実											
事業期間	平成17年度～令和12年度												
根拠法令 通達等	消費者基本法 消費者安全法						関連計画 施政方針						
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの												
強靱化計画	□ リスクシナリオ番号：												
総合戦略	□ 施策番号：												
対象	市民												
事業目的	市民に対し、消費者被害の未然防止、暮らしに役立つ情報の提供を行い、市民が安心して安全に暮らせるよう努める。												
事業内容	消費生活講座、啓発イベント、消費者被害未然防止リーフレット等情報紙の配布と広報紙やHP、LINE等による情報提供を実施。消費生活展を市内公共施設等で開催し、消費生活のトラブルを未然に防ぐよう啓発活動している。												
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託（□3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO） □ 協働・協力（ ）												
行財政改革 の取り組み													

2. 事業費 <DO>

		令和6年度 執行額（千円）	令和7年度 予算額（千円）	令和8年度 計画額（千円）	令和9年度 計画額（千円）	令和10年度 計画額（千円）	
事業の 予算・実績	主な事業内容	消費生活講座・リーフレット等の配布。情報提供	消費生活講座・リーフレット等の配布。情報提供	消費生活講座・リーフレット等の配布。情報提供	消費生活講座・リーフレット等の配布。情報提供	消費生活講座・リーフレット等の配布。情報提供	
	事業費	1,940	2,324	2,324	2,324	2,324	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	一般財源	1,940	2,324	2,324	2,324	2,324	
	人件費	2,600.4	714	714	714	714	
	投入 人員	常勤職員	0.4人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
		非常勤職員	0.45人	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
事業費+人件費		4,540	3,038	3,038	3,038	3,038	

3. 目標達成状況 **<CHECK>**

指標名		説明・算定式	単位	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	R6目標 R6実績	R7目標 R7実績
目標達成状況	事務事業活動①	出前講座開催回数	件	10	10	10	10	10
	事務事業活動②	情報発信	件	4	5	2	6	—
	事務事業成果①	出前講座参加人数	人	32	32	32	32	32
	事務事業成果②	消費生活センターの認知度	%	32	32	32	32	—
				1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
				98	1,208	40	89	—
			80	80	80	80	80	
			72	73	64	63	—	
目標達成状況の分析	<p>B：いずれかの目標を達成した。</p> <p><判断理由> 出前講座の開催及び参加人数については、目標値を下回ることになったが、出前講座の開催時には対象者の属性に合わせてパンフレットや資料を準備し、消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情報を提供することができた。また、消費生活センターの認知度も目標値を下回ったが、情報発信の回数は目標値を達成できているため、今後は周知の方法を工夫・検討していきたい。</p>							

4. 評価結果 **<CHECK>**

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	4年度	5年度	6年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由> 消費生活における被害防止に向けた啓発活動は、市民の消費知識の向上に資する取組であるため、市民が安心して暮らすことができるまちの実現に大きく貢献している。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	4年度	5年度	6年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p><判断理由> 専門知識を有する消費生活相談員が主体となって、要点を押さえたチラシの作成や啓発品を用いて啓発活動をしており、経費の精査は十分にできている。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	4年度	5年度	6年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	<p><判断理由> チラシや物品の配布だけでなく、市ホームページに消費者トラブル情報を定期的に掲載するなど、様々な手法を用いた情報発信を行うことができている。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	4年度	5年度	6年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	<p><判断理由> 消費者トラブルは市民の誰もが巻き込まれる可能性があることから、これを回避するために、市は多くの情報を発信し続けることが肝要であるため、受益・負担は求めている。</p>

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 **<ACTION>**

令和6年度に実施した取組内容・効果	誰もが参加しやすく、楽しく学ぶことができる機会として、消費生活展・消費生活落語講演会・出前講座を開催し、幅広い世代に消費者被害の実情と防ぐ方法を啓発することができた。また、SNSやLINEを積極的に活用し、トラブル事例や契約時の留意点などを広く紹介することによって、同類被害の抑止に向けた取組を行なった。
令和7年度に実施する取組内容	安全な消費生活を送るための有益な情報を様々な手法を用いて発信することを継続する。消費生活センターの役割や存在を多くの市民に認知してもらえるよう、各種イベントの開催や分かりやすいチラシや啓発品を作成する。

6. 令和8年度の方向性・取組方針 **<ACTION>**

事業の方向性・取組方針	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和8年度で終了 <input type="radio"/> 令和7年度で終了 <input type="radio"/> 令和6年度で終了
	<p><方向性の判断理由・取組方針> 引き続き、紙媒体のほかにSNSやLINEなどの多様な手段を用いて、安全な消費生活を送るための有益な情報の発信を積極的に行い、消費者教育の充実を図っていく。特にトラブルの多い高齢者への対応として、高齢者が参加しやすい講演会などの催物のあり方を検討していく。</p>